第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設に係る社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一　社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準　第八条及び第九条の規定による基準

二　社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第十条第三項第四号及び第四項第一号イの規定による基準

三　社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準　この省令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの

第三条中「最低基準」の下に「（社会福祉法第六十五条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準をいう。）」を加える。

第十条第二項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては」を「指定都市及び中核市にあっては」に改める。

（障害者自立支援法施行規則の一部改正）

第十三条　障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改める。

第三十四条の二十の次に次の一条を加える。

（法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準）

第三十四条の二十の二　法第三十六条第四項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についてはこの限りでない。

第三十四条の二十四の次に次の一条を加える。

（法第三十八条第三項において準用する法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準）

第三十四条の二十四の二　法第三十八条第三項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

2　前項の規定は、法第四十一条第一項の指定障害者支援施設の指定の更新について準用する。

（薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正）

第十四条　薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第六十九条第三項」を「第六十九条第四項」に改める。

（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十五条　軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条　軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）に係る社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第六十五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一　法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準　第五条第一項（第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）、第六条（第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）、第十一条、第三十七条、附則第六条並びに附則第十四条の規定による基準

二　法第六十五条第一項の規定により、同条第二項に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第十条第三項第一号、第四項第一号ハ及び第五項第一号ハ、第三十六条第三項第一号及び第四項第一号ハ、附則第五条第三項第一号及び第四項第一号ハ並びに附則第十三条第三項第一号及び第四項第一号ハの規定による基準

三　法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第十二条第一項及び第二項（第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）、第十七条第三項及び第四項（第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）、第二十九条（第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）並びに第三十三条（第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）の規定による基準

四　法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準　第三十五条、附則第四条及び附則第十二条の規定による基準

五　法第六十五条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準　この省令で定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第五条中「社会福祉法」を「法」に改める。

第十条第二項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、当該」を「指定都市又は中核市にあっては、」に改める。

第三十一条第五項中「社会福祉法」及び「同法」を「法」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第五条から第七条まで及び第十四条の規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

（毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第四条の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

2　第四条の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。